秋田市災害対策基本条例 概 要 版

秋田市

もくじ

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・1
2	基本理念 ••••• 2
3	自動について・・・・・・・2
4	共助について・・・・・・4
5	公助について・・・・・・5
6	冬何 (木文) ••••••

1 はじめに

自然は、時として人知を超えた猛威をふるい、私たち人間の生活に甚大 な被害をもたらしてきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0の地震とこれに伴う巨大津波により、多くの生命と財産を奪うとともに、人々が積み上げてきた地域の暮らしや都市の機能に壊滅的な被害をもたらしました。

私たちは、この惨禍をしっかりと受け止め、風化させることなく、災害に負けない地域づくりのための教訓として、次の世代、そのまた次の世代へと引き継がなければなりません。

もとより災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、衆知を集めて効果的に対策を講じることにより、被害を最小限にとどめることは可能です。

そのためには、国や県、市などの行政および公的機関はもちろんのこと、 市民一人ひとりが、また、企業や商店などの事業者が、それぞれ自らの力 で自らを災害から守るために、全力で取り組むことが必要不可欠です。

いつか必ずやってくる大規模災害に備え、市と市民が適切な役割分担の もと、自助・共助・公助がバランス良く融合した、市民が安心して暮らす ことのできる地域社会の実現を目指します。

平成24年3月

秋 田 市

2 基本理念

「自助」「共助」「公助」の三つの理念に基づき、市民、事業者(※1) および市それぞれが連携を図りながら、災害対策に取り組みます。

- (1) 自助・・・市民および事業者が、自らの手で自らを災害から守ること
- (2) 共助・・・市民および事業者が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守ること
- (3) 公助・・・市が、市民や事業者を守るための施策を推進すること

(※1) 事業者

本条例において「事業者」とは、事業を営む個人および法人などの全て をいいます。

個人事業者の例としては、小売業や卸売業をしている人をはじめ賃貸業や取引の仲介、運送、請負、加工、修繕、清掃、クリーニング、理容や美容といった業を営んでいる者。さらに、医師、弁護士、公認会計士、税理士も事業者になります。

法人では、株式会社などの企業、公共法人、宗教法人や医療法人など の公益法人など、法人は全て事業者になります。

3 自助について

1 市民の自助

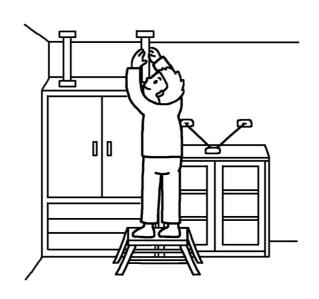
平成7年に発生した阪神淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた 方が誰に救助されたかについては、「自力で」又は「家族に」などの自 助による救助が約67%、「友人・隣人に」などの共助によるものが約 30%、救急や自衛隊などによる公助は2%にも満たなかったとされて います。(日本火災学会の「1995年兵庫県南部地震における火災に 関する調査報告書」による。)

災害が、大規模になればなるほど、自らの命は自らが守るという「自

助」が最も重要になります。「自助」により、一人ひとりが生き延びて、「共助」の力となることが、地域を守り、自分を守ることになるのです。

また、行政やその他の公的機関の職員も、各家庭において「自助」を 実践できずに、死亡又は負傷してしまっては、組織の一員として「公助」 を担うことができません。

「自助」があって、はじめて「共助」も「公助」も成立し得るのです。 住宅の耐震化や家具などの転倒防止、出火の防止、飲料水や食料等の備 蓄など、自分の手で自分や家族、財産を守りましょう。



2 事業者の自助

事業者には、自らの安全のほか、従業員や顧客の安全を確保する責務があります。各家庭における備えと同様に、事業所においても災害への備えを講じなければなりません。

また、災害時に事業者が事業活動を継続することは、地域住民の生活を支える上で不可欠であり、災害が起きたときの人的被害や資産の損害を最小限にとどめつつ、業務を継続できる体制の整備を平常時から講ずることが重要です。

4 集助について

1 市民の共助

「自分たちが暮らすまちは、自分たちが守る」これが「共助」の基本です。「自助」により自分を守り、家族を守り、我が家が無事であっても、隣の家から火災が発生し、燃え広がるかも知れません。あるいは、どんなに手立てを講じても、自分を守りきれないこともあり得ます。

大規模地震などの広域災害では、防災機関が全ての現場に向かうこと はできません。

自分がケガをして逃げ遅れたときや生き埋めになったとき、それに気づいて助けてくれるのは誰でしょうか。

地域コミュニティにおいて、地域住民の生命、身体および財産を守る ためには、市が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、自 主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加することにより、地域の 交流を深め防災力を高めることが重要です。

2 自主防災組織の責務

自主防災組織は、地域における「共助」の中核を担う組織として、全 国の自治体で結成が進み、活動を行っています。組織の母体は、自治会 (町内会)が一般的であり、複数の自治会(町内会)で一つの組織を結 成することも可能です。

自主防災組織が、災害から地域住民の生命、身体および財産を守るためには、市が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、地域住民、消防団、事業者等と協力して防災活動を実施することが重要です。

3 事業者の共助

事業者が、地域社会の一員として、地域住民の生命、身体および財産を守るためには、市が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、地域住民と共に自主防災組織が行う災害対策のための活動に協力することが重要です。

5 公助について

1 基本方針

市は、法令に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する対策を推進し、市民の生命、身体および財産を災害から守るとともに、安全の確保に努めます。

また、市の職員は、防災に関する知識および技術を習得するとともに、 地域における安全なまちづくりのための活動に積極的に参加します。

これらを含め、市は、市民等との協働および災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりの推進を基本として災害対策を推進します。

2 協働による災害対策の推進

市は、協働による災害対策の推進のため、自主防災組織の育成および支援、災害時要援護者への支援(※2)、防災に関する知識の普及および防災教育の充実、防災訓練の実施、災害対策に関する情報の提供、ボランティア活動への支援等に努めます。

(※2) 災害時要援護者への支援

災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう、一定の制限のもと、災害時要援護者の個人情報を地域の自主防災組織、地区民生委員および町内会等に提供し、共有させることができることとします。

○提供・共有する個人情報の範囲(規則で定めます。)

市内在住の在宅者で以下に該当する者の住所、氏名、性別および年齢 要介護3以上、身体障害者手帳の視覚障害(1級)、下肢・体幹障 害(1~2級)、聴覚障害(2級)

3 災害に強いまちづくりの推進

市は、災害に強いまちづくりの推進のため、応急医療体制の整備、 備蓄物資の整備、応急対策を行うための体制の確立、避難所の開設・ 運営、市民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備の復旧、 災害からの早期復旧の推進、防災に係る協定の締結等に努めます。

6 条例(本文)

秋田市災害対策基本条例

(平成24年3月26日公布 7月1日施行)

前文

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、 人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。この未曽有 の大災害は、私たちに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめ ました。

人は、自然災害の発生を完全に抑えることはできません。だからこそ、私たちは、災害による被害を最小限に食い止めるため、力を尽くさなければなりません。 災害から市民の生命と暮らしを守るためには、市が安全なまちづくりを目指した施策を講じ、地域ぐるみの防災に関する施策を推進するとともに、市に関わる全ての者の責務と役割を明らかにし、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

ここに、市と市民との適切な役割分担の下、自助・共助・公助がバランス良く融合された、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、市その他市に関わるものの災害対策における責務および役割を明らかにするとともに、災害の予防、災害が 発生した際の応急対策および災害の復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2 条第1号に規定する災害をいう。
 - (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。

- (3) 災害時要援護者 高齢者、障がい者その他の災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとることに関し支援を要する者をいう。
- (4) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。 (基本理念)
- 第3条 災害対策への取組は、次に掲げる理念を基本として、市民、事業者および市それぞれが連携を図りながら行われなければならない。
 - (1) 市民および事業者(以下「市民等」という。)が、自己の責任により自らを災害から守るという自助の理念
 - (2) 市民等が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助の理念
 - (3) 市が、市民等を守るための施策を推進するという公助の理念 (地域防災計画への反映)
- 第4条 秋田市防災会議(法第16条第1項の規定により設置した防災会議をい う。)は、秋田市地域防災計画を作成するに当たっては、前条に規定する基本理 念を反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

- 第5条 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければ ならない。
 - (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
 - (2) 家具の転倒および物品の落下の防止のための措置を講ずること。
 - (3) 出火の防止のための措置を講ずること。
 - (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
 - (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に自らが必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
 - (6) 避難場所および避難方法を確認すること。
 - (7) 災害時の連絡先および連絡方法を確認すること。
 - (8) 防災に関する情報を取得すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項 (事業者の自助)
- 第6条 事業者は、従業員および顧客(以下「従業員等」という。)の安全の確保のため、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。
 - (1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。

- (2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
- (3) 出火の防止のための措置を講ずること。
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
- (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
- (6) 避難経路、避難場所および避難方法についての確認および従業員等への周知を行うこと。
- (7) 災害対策に関する知識および技術の従業員等への周知を行い、防災訓練を実施すること。
- (8) 災害時における情報の取得および伝達の手段の確認および確保ならびに従業員等への周知を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項
- 2 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはで きるだけ早期に事業を再開できるよう、体制の整備に努めなければならない。

第3章 共助

(市民の共助)

- 第7条 市民は、市が実施する災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)に協力しなければならない。
- 2 市民は、互いの生命、身体および財産を災害から守るため、自主防災組織を 結成するよう努めなければならない。
- 3 市民は、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。 (自主防災組織の責務)
- 第8条 自主防災組織は、地域住民、消防団、事業者等と協力し、地域における 防災活動を実施するとともに、地域住民の安全確保に努めなければならない。
- 2 自主防災組織は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。 (事業者の共助)
- 第9条 事業者は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。
- 2 事業者は、自主防災組織が行う災害対策のための活動に協力するよう努めなければならない。

第4章 公助

第1節 基本方針

(市の責務)

第10条 市は、法第5条の規定に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急 対策および災害の復旧に関する必要な対策を推進することにより、市民の生命、 身体および財産を災害から守るとともに、安全を確保しなければならない。 (市の職員の責務)

第11条 市の職員は、市民の安全な生活を確保するため、防災に関する知識および技術を習得するとともに、地域における安全なまちづくりのための活動に積極的に参加しなければならない。

(基本方針)

- 第12条 市は、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。
 - (1) 市民等との協働により、災害対策を推進すること。
 - (2) 災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。 第2節 協働による災害対策の推進

(自主防災組織の育成および支援)

- 第13条 市は、自主防災組織の育成のため、必要な助成および研修の実施ならび に自主的な防災に係る意識の啓発に努めなければならない。
- 2 市は、自主防災組織の活動の促進を図るため、自主防災組織の行う災害対策 のための活動において指導的役割を担う人材の育成その他必要な支援に努めな ければならない。

(災害時要援護者への支援)

- 第14条 市は、災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する体制の整備を行うため、災害時要援護者に係る秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)第2条第2号に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員および地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体に対し提供し、必要な個人情報を共有させることができる。
- 3 前項に規定する個人情報の提供を受けたものは、当該情報を適正に管理しなければならない。

(知識の普及等)

- 第15条 市は、防災に関する知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育 の充実を図り、市民の防災知識の向上および防災意識の高揚に努めなければなら ない。
- 2 市は、関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなけれ ばならない。

(情報の提供)

- 第16条 市は、危険箇所、避難場所、避難所その他災害対策に係る施設等を表示した地図を作成し、災害対策に関する情報を市民に提供しなければならない。
- 2 市は、災害時における地震情報、気象情報等を早急かつ正確に把握し、市民 が、市民サービスセンターその他の市の施設において情報を入手できる体制を整 備しなければならない。

(ボランティア活動への支援等)

第17条 市は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援 活動の円滑な実施を確保するため、平常時から幅広い組織づくりを推進するとと もに、活動拠点および物資の提供その他必要な支援ならびに連絡調整を行う体制 の確立に努めなければならない。

第3節 災害に強いまちづくりの推進

(応急医療体制の整備)

第18条 市は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備するとともに、災害時においては、市民等および医療機関と連携協力し、傷病者の 救護に当たらなければならない。

(備蓄物資の整備)

- 第19条 市は、災害時に必要な備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。 (応急対策を行うための体制の確立)
- 第20条 市は、災害時においては、直ちに法第23条の2第1項の規定により設置 する災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を中心とする応急対策を行 うための体制を確立しなければならない。

(避難所の開設等)

第21条 市は、災害時において被災者の支援のため必要があると認めるときは、 速やかに避難所を開設し、運営しなければならない。

(施設又は設備の復旧)

第22条 市は、災害により電気、ガス、通信、交通その他の市民の生命又は社会 生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな 復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

(復旧の推進)

- 第23条 市は、災害により市の区域内に甚大な被害が発生したときは、国、他の 地方公共団体および関係機関と連携協力し、早期の復旧に努めなければならな い。
- 2 市は、前項に規定する場合には、市民生活の円滑な再建を図り、都市機能の 速やかな回復に資するため、早期に災害対策本部を中心とする復旧体制を確立し

なければならない。

(防災に係る協定)

第24条 市は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体および事業者に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

(他の地方公共団体への支援)

第25条 市は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公 共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第26条この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年10月3日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市災害対策基本条例 概要版

秋田市防災安全対策課 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 電話 018-866-2021